



西表島東部を流れる仲間川の上流部に生息するこの「サキシマスオウノキ」は、樹高18m、板根の高さは最高3.1mあり、平成12年4月「森の巨人たち百選」(林野庁)に選定されています。

わだち

WADACHI

梅ヶ枝中央法律事務所
わだち 第35号
2017年 夏号

▶ 巻頭言	大森 剛	2
▶ 子ども達の未来へ夢を託して	山田 庸男	3
▶ 新人紹介	中原 大雄	4
▶ 景表法	越知 寛子	6
▶ 消費者契約法	二宮 誠行	7
▶ 知財コーナー	戀田 剛	8
▶ 相続における預金債権の分割について	西村 勇作	10
▶ 労働法改正	三好 吉安	11
▶ 同一賃金同一労働ガイドライン	森 瑛史	12
▶ 労働時間管理の重要性について	岩田 和久	13
▶ 提携事務所紹介 山崎聡志税理士事務所	山崎 聡志	14
▶ がんばってます!-MAKIKOの留学報告	渡部真紀子	16
▶ 税理士に聴く- 日本経営齋藤先生	齋藤 謙	17
▶ 近時の判例紹介	稲吉 大輔	18
▶ 健康一口メモ	橋本 聡一	20

暑中お見舞い申し上げます。

本年も上半期が過ぎました。

政治の世界では、M学園問題やK学園問題が浮上し、安倍首相の関与疑惑がとりざたされました。そこでは、首相の気持ちを押し量って行動するという意味で、「付度（そんたく）」という言葉が頻りに登場し、もしかしたら、今年の流行語大賞になるかもしれないと選考委員の気持ちを勝手に「付度」しています。

経済においては、緩やかな景気回復基調が続いていると言われていますが、そうしたなかT社の不正会計問題と巨額損失問題が発覚しました。

不正会計については、T社の第三者委員会の調査報告書において、「経営トップを含めた組織的関与」があったと結論づけられました。現実的でない経営目標を必達するよう経営陣からプレッシャーを受け、それを実現するために不正会計に手を染め、常態化したといえます。経営目標を設定し、その達成を議論することは企業として当然のことですが、そのために不正な手段をとることが許されないことはいうまでもありません。T社は日本有数の名門

企業であり、錚々たる陣容のガバナンス体制をとっていたにもかかわらず、このような結果となりました。企業のコンプライアンスにおいては、とすれば「仏を刻んで魂を忘れ」がちで、体制の整備のみが注目されがちですが、本心に肝要なのは経営トップの理念と行動だということを思い知らされました。

T社の、巨額損失問題については、原子力発電事業を営む米国子会社が買収した会社を資産査定したところ、7000億円もの損失が判明したとのことです。これをきっかけにその米国子会社は米国連邦破産法11条（日本という民事再生法）に基づく申請を行うことになりました。

T社ほどの企業であれば米国会社の買収にあたり、当然専門家による財務監査や法務監査（いわゆるデューデリジェンス）を行ったはずですが、にもかかわらず、なぜこのような事態になったのでしょうか。真相はわからないものの、われわれの経験上、デューデリジェンスにおいては、専門家により対象会社や事業におけるリスク等が指摘されますが、そうしたリスクを踏ま



代表社員弁護士
大 森 剛

え買収を進めるかどうかについては、買い手企業の経営者の判断によることとなります。買い手企業としては、事前検討のうえ、専門家に報酬を支払って行うデューデリジェンスの段階まで進むということは、買収に強い意欲を持っています。そうしたなか、デューデリジェンスにおいて大きなリスクを指摘されても、買収に踏み切り、その結果、リスクが顕在化して買収が失敗に終わるという不幸な結果に至ることがあります。

特に日本企業においては、経営トップが買収に強い意欲を持っていると、担当者が、それを「付度」し、少々のリスクがあつたとしても、それに目を瞑ることもないといえませんか。ここで、大切なことは、デューデリジェンスの結果を虚心坦懐に検討して、もしリスクが大きいと思われる場合には買収を断念する勇気を持つことだと思っています。

前に経験したことですが、当事務所において依頼を受け、ある会社の法務デューデリジェンスを行ったところ、その事業の適法性に疑義がありました。そこで報告書においてそのリスクを指

摘して買収については慎重であるべきであるとの意見を述べたところ、依頼者は、われわれの意見を受けて買収を断念しました。その後、対象企業の代表者は、法違反により摘発され逮捕されました。これはまさにデューデリジェンスが買い手企業を救った事案だと思っています。ここで賞賛されるべきは、リスクを指摘したわれわれではなく、デューデリジェンスの結果を受けて、買収を断念した依頼者の英断であると思っています。

われわれは、依頼者のみなさまに寄り添いつつも、ときには愚直に進言することもある弁護士の重大な役目だと思っておりますので、皆様の信頼を得られるよう、より一層精進してまいりたいと思っています。

われわれは、法的紛争の解決のためのスキルの向上をめざすとともに、企業買収などの際の法務デューデリジェンスや海外案件のアドバイスなど裁判外の業務にも精力的に対応するように恒常的に努力をしていますし、活動領域の拡大とともに深耕できる対応をめざしています。

秋には、渡部真樹子弁護士がマレーシア、ベトナムでの研修を終え、帰国する予定ですので、よろしく願います。

酷暑の折、健康にもご留意いただき、一層のご活躍を祈念しております。

子ども達の未来へ夢を託して



公益財団法人
梅ヶ枝中央きずな基金
代表理事
山田 庸男

1. この基金も、発足して5年目を迎えることになりました。

今春、第3期生が16名巣立ち、これまでの卒業生は合計41名となり、それぞれ大学等での学生生活を謳歌しており、このような活動の継続が、高等教育の機会を増やし、将来、貧困の連鎖を断ち切る一助になることを願っています。

昨秋のアメリカ大統領選では大方の予想を裏切ってトランプ氏が当選し、世界にトランプショックを引き起こしました。このため、ヨーロッパ各地でも反グローバリズムを掲げる排外主義的な自国優先のリーダーの出現が警戒されていましたが、なんとか協調路線にすすみ、世界中が安堵しているのではないかと思われます。第2次世界大戦の中から生まれた国際協調主義は世界の平和と安全を守るためのものであ

り、グローバリズムからナショナリズムへの転換は過去の過ちを繰り返す心配があります。

しかし、グローバリズムは絶対ではなく、単にアメリカ文化、言語、ビジネス習慣を押しつける覇権主義に他ならない、と酷評する知識人も現れるようになりました。確かに経済的に地域や国境の壁を取り除こうとした結果、かえって世界で格差と分断を招いたことも事実です。本年1月に公表されたNGOの発表では、世界で最も裕福な8人と世界人口約73億5000万人のうち経済的に恵まれていない半分に当たる36億7500万人の資産額がほぼ同じだと言われています。格差は不満を生み、不満は紛争の種になります。グローバリズムの理念を維持しながら、貧困や格差の是正に取り組むことは喫緊の課題とされています。

2. 我が国でも、ひとり親家庭の子ども2人に1人が相対的貧困にあるといわれ、政府もやっと重い腰を上げつつありますが、このような子ども達に教育の機会を平等に与えることは、国の成長戦略であって、社会保障政策ではないはずです。

きずな基金ではひとり親家庭の中高生で、親子とも学習等に意欲と向上心があり、更なる成長を期待できる子ども達の中から、教育等の支援を毎年60数名に対して行い、年間2000万円以上の給付を行っています。さらに、単に経済的支援を行うだけではなく、年に2回の交流会を開催し、ともすれば社会的に孤立しがちなひとり親家庭の支援と連携を図っています。この交流会の運営に、卒業生たちも関与しサポートできる体制になってきました。私達の活動が着実に社会に根を張りつつあることを実感しています。

3. 現在の財政状態は、基本財産4億4000万円の運用益と寄付金で事業を運営していますが、平成27年4月の公益法人化に伴い、寄付金控除ができるようになってから毎年2000万円前後の寄付金が寄せられています。新聞報道が継続的になされていることもあり、全国の見ず知らずの篤志家からの寄付もありますが、大半が私の旧知の顧問先や依頼者からの寄付で占められています。今後は私の理念や活動に共感して寄付を継続していただいている方だけではなく、この組織の活動に共鳴する多くの人の善意で支援を継続したいと考えています。

格差や貧困は対立と憎悪を生みだします。貧困の連鎖は社会の停滞を招きます。1日も早く自由で平等・慈愛に満ちた社会を作るために、みんなが一歩踏み出していただくことを期待しています。

人ごとではない「景品表示法」… 不当表示行為について



弁護士
越 知 覚 子

1 はじめに

事業者が広告を行う際、必ず注意しなければならぬのが「景品表示法」(不当景品類及び不当表示防止法)です。

景品表示法は、不当(過大)な景品類の提供や不当な表示による不当な顧客誘引を防止することで、一般消費者による自主的かつ合理的な商品選択を確保することを目的としています。同法は、事業者間取引(BtoB)を規制する独占禁止法の特例法として、事業者の消費者向け取引(BtoC)における不当顧客誘引行為を規制するために制定されましたが、消費者庁への移管に伴い、より消費者保護の目的が強くなりました。

なお、景品表示法における「事業者」の範囲は広範であり、営利法人に限らず例えば協同組合や学校法人なども、また、法人に限らず個人も「事業者」に該当します。

今回は、景品表示法の対象行為のうち、「不当表示」について、ご説明したいと思っています。

2 景品表示法における「表示」

景品表示法における「表示」は、同法2条4項及びこれを受けた公正取引委員会の告示(定義告示)に定義が定められております。

これによれば、チラシや新聞・WEB広告やパッケージ等の製品表示などはもちろんのこと、ラジオなど音声による広告や、電話や面前で口頭でのセールストークも「表示」に含まれます。

このように、景品表示法における「表示」の範囲は極めて広範であり、およそ事業者が一般消費者である顧客を誘引する際に利用するものは全て「表示」に該当すると考えるべきです。

3 景品表示法で禁止される「不当表示」

(1) 優良誤認表示

優良誤認表示(景品表示法5条1号)とは、商品又は役務の品質、規格その他の「内容」について、①実際のものよりも著しく優良である、②事実と相違して

競争事業者に係るものよりも著しく優良である、と一般消費者に示す表示をいいます。

例えば、中古車販売で走行距離を少なく記載した表示や、外国産牛を「松阪牛」と記載する表示が典型例です。その他、学習塾の広告において、国公立大学出身の講師の割合を実際よりも高く記載した表示や、健康食品等における裏付けとなる合理的な根拠が認められない記載などがあります。

(2) 有利誤認表示

有利誤認表示(景品表示法5条2号)とは、商品又は役務の価格その他の「取引条件」について、①実際のものよりも取引の相手方に著しく有利である、②競争事業者にかかるものよりも取引の相手方に著しく有利である、と一般消費者に誤認される表示をいいます。

例えば、「通常××円のところを今だけ〇〇円!」と表示していたものの、実際には当該通常価格(××円)は販売実績のない架空価格だった場合が典型例です。

優良誤認表示と有利誤認表示は、いずれも一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあるという点で共通し、その表示が規格等「内容」についてのものであるか、価格等「取引条件」についてのものであるかという点に違いがあります。

(3) 誤認されるおそれのある表示

上記(1)、(2)のほか、商品又は役務の取引に関する事項について、一般消費者に誤認されるおそれがあり、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合

理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定する表示も禁止されており(景品表示法5条3号)、具体的には、「商品の原産国に関する不当な表示」や「おとり広告に関する表示」など6つの指定告示が存在しております。

4 まとめ

景品表示法は全部で41条しかなく、そのうち不当表示に関する定めはほんの数条です。

しかしながら、景品表示法にはたくさんガイドラインや告示、運用基準、公正競争規約が存在し、実際の判断においては、これらの定めを確認しなければなりません。

特に、優良誤認表示及び有利誤認表示は昨年4月1日より課徴金納付命令の対象となり、当該不当表示を行ってしまった場合、不当表示の対象商品等の価格や不当表示期間によっては、かなり高額な課徴金が課せられるおそれがあります。実際に、優良誤認表示の事案において、課徴金対象期間は5ヶ月間でしたが、対象商品が自動車という高額商品であったため、約4億8000万円もの課徴金が課せられました。

事業者向けの商品であっても一般消費者でも購入することが容易になってきている昨今、適用範囲が広範な景品表示法は、決して「人ごと」ではありません。現在行なっている広告の見直しや、新たに広告展開を予定される際には、是非事前にご相談いただければと思います。

消費者団体訴訟について



弁護士
二宮 誠行

1 消費者団体訴訟とは

消費者と事業者間の取引で事業者が法令等に違反して消費者に損害を与えた場合、消費者の自主的な権利行使によって被害の回復を期待することは困難です。なぜなら、通常、個々の消費者が被害額は少額である一方、訴訟には時間や費用がかかり、少額の被害の回復には見合わないからです。そこで、法は、個々の消費者に代わり、一定の消費者団体が、不特定多数の消費者の利益を保護するために、不当な行為を行う事業者に対して訴えを提起することを認めました。これが、消費者団体訴訟制度です。

2 禁止請求

消費者団体訴訟制度は、平成18年の消費者契約法の改正にあたって導入され（消費者契約法第12条）、その後、特定商取引法、景品表示法、食品表示法にも拡大されました。導入当初認められていたのは、これらの法律に抵触する不当行為に対する差止請求のみでした。具体的には、内閣総理大臣が認定した消費者団体（適格消費者団体）は、事業者による以下の行為の差止めを求める

ことができます。

①消費者契約法に違反する不当な勧誘行為（不実告知、断定的判断の提供、不利益事実の不告知、不退去、退去妨害）や不当な契約条項（事業者の損害賠償責任を免除する条項、消費者が支払う損害賠償の額を予定する条項、消費者の利益を一方的に害する条項等）の使用、②景品表示法に違反する優良誤認表示・有利誤認表示、③特定商取引法に違反する不当な勧誘行為、不当な契約条項の使用、虚偽誇大広告、④食品表示法に違反する虚偽表示等

3 被害回復請求

次いで、平成28年10月から施行された消費者裁判手続特例法では、適格消費者団体のうち一定の基準を満たし、内閣総理大臣から認定を受けた「特定適格消費者団体」が、消費者に代わって、直接的に消費者の金銭的な被害回復を請求できるようになりました。

被害回復請求の適用範囲は、事業者の不当な行為により、同じ原因で数十人以上の消費者が被害を受けた場合における、①契約上の債務の履行の請求、②不当利得に係る請求、③契約上の債務の不履行による損

害賠償の請求、④瑕疵担保責任に基づく損害賠償の請求、⑤不法行為に基づく民法の規定による損害賠償の請求などです。

特定適格消費者団体は、事業者に対して、不特定多数の消費者に代わり、消費者に対する金銭の支払義務を確認する訴えを提起することが可能となりました。

この訴えの結果、事業者の義務を認める判決が確定等した場合、第二段階の手続として、個々の消費者は自己の債権を届け出て、簡易な債権確定手続を通じて損害賠償債権等が確定され、自己の被害の回復を図ることができるようになりました。

4 クロレラチラシ配布差止等請求事件（最判平成29・1・24）

最近、同訴訟制度のさらなる利用拡大につながる最高裁判例が出ました。

この事件は、クロレラ販売業者が不特定多数に向けて作成、配布した折り込みチラシが「不実告知」（消費者契約法4条1項1号）等に該当するとして、京都府の適格消費者団体が、販売業者を相手方として、チラシの差止等を求める消費者団体訴訟を提起したというものです。

差止請求の要件には、当該不当行為が「勧

誘」に際して行われることが必要とされていますが（同法第12条）、従来の行政解釈では、不特定多数に向けた広告等は「勧誘」にあたらないとされており、消費者契約法の適用はないと考えられていました。

しかしこの事件で、最高裁判所は、不特定多数の消費者に向けられた広告等であっても、そのことから直ちに「勧誘」に当たらないとはいえないと判示しました。

今後、事業者は、折り込みチラシを含む広告等も「勧誘」に該当し得ることを前提に、その内容が消費者契約法等の法令に抵触しないかを慎重に判断する必要があります。

5 事業者への影響

消費者団体訴訟制度の適用対象は拡大しつつあり、今後、訴訟の頻度は増えていくものと予想されます。

消費者団体訴訟は、もはや一部の悪質業者を取り締まるための制度ではありません。

消費者保護法令への注意を怠った事業者は、いつでも消費者団体訴訟を提起されるリスクがあり、訴訟で敗訴した場合はもちろん、仮に勝訴しても、このような訴えを提起されること自体によるレピュテーションリスクは無視できないものがあります。

一旦、「悪徳企業」とのイメージが付着すると、これを完全に払拭することは大変困難であり、場合によっては企業の存立を危うくする事態を招く虞れすらあります。

そのような意味でも、これからの事業者は、消費者保護法令の重要性を強く認識し、適切に対応していくことが必要です。



最近の『JASRAC』問題について

弁護士 戀田 剛

1 最近は一昔前のようにCDを購入する人が減り、音楽業界にとっては厳しい時代であると言われていますが、日常生活の中では、YouTube等の動画サイトの普及により、私たちが音楽著作物に接する機会というのは、むしろ以前より増えていると言えます。

音楽著作物といえば、「JASRAC」が頭に浮かびます。

この5月、ボブ・ディランの歌詞の1節を取り上げた京都大学の入学式の式辞がWeb上に掲載されたことについて、JASRACから京都大学に問い合わせがあったとのニュースが流れました。メロディを流さなくとも、歌詞の部分だけで音楽著作物になるため、問題視されたようでした。

しかし、世間的には「そこまでやるか?」という批判が巻き起こり、JASRACは後日、「単なる確認をしただけ。使用料の請求をするつもりはない」として慌てて矛を収めました。

なぜこの様な騒動が起るのでしょうか?
2 そもそもJASRACとは?
(1) 突然の請求書

とある小さな飲食店で、店長がCDプレーヤーを使って音楽を流していました。するとある日、JASRACから身に覚えのない請求書が届きます。どうやら、さかのぼって過去数年分の音楽使用料を請求されているようです。

「うちみたいな零細店が著作権の侵害なんてとんでもない!確かに無音じゃ寂しいのでBGMは流しているけど、ライブラウスのように音楽そのものを売りにした店じゃないし...そもそもなんでアーティストじゃなくてJASRACに金を支払わなきゃならないのか!」

このような話を聞き、JASRACに不信感を抱かれる方も少なからずおられるかもしれません。そもそも、JASRACとは何なのでしょう。

「JASRAC」(一般社団法人日本音楽著作権協会)とは、著作権者から著作権の管理を委託された「著作権等管理事業者」の一つです。

まず前提として、著作権法は、著作物を創作した作者に、独占的に著作物を利用することのできる権利を与えています。これによって創作活動をより促進させ、ひいては文化が発展することを目的

としています。

著作権者は、自らの著作物たる楽曲を録音したり、パソコンのハードディスクに保存したり、演奏したり、動画配信サイトに楽曲を配信する等の行為を独占的に行うことのできる権利を持ちます。そのため、著作権者でない者が、上記のような著作物の利用を希望する場合には、原則として著作権者から許諾を得ておく必要があります。

(2) 著作権の集中管理?

とはいえ、著作物の利用を希望する者にとって、利用行為の度に、逐一、それぞれの楽曲ごとの著作権者(作曲者や作詞者等)に許諾を求め、交渉を試みるというのは極めて煩雑です。また、著作権者の側からしても、法律上は非権利者の無断利用を禁止することができるとは有するとはいえ、日本中で自分の著作物がこっそり無断使用されていないかどうかを常時監視することは現実的に不可能です。そこで、著作権の保護は絵に描いた餅となりがねません。

これらの問題に対処するため、集中管理という仕組みが重要になります。すなわち、特定の団体が、著作権者か

ら、多数の楽曲の著作権をまとめて管理するように委託を受け、当該団体が著作権者の代わりに無断利用者に対して使用料の徴収等を行うという仕組みです。

集中管理の仕組みにより、楽曲の利用希望者にとっても、窓口である「著作権等管理事業者」に対して利用料を支払えば、適法に楽曲を利用することができるという利便性があります。

JASRAC以外にも、著作権等管理事業者は数社いますが、JASRACは、依然として国内で最も多くの楽曲管理を行う事業者です。

(3) 著作権管理者としての請求

冒頭の請求は、JASRACが音楽著作権の管理者として、独自に楽曲の利用実態を調査し、許諾を受けずに楽曲を利用している店舗に対して、著作権者に代わって使用料を請求したということになります。

何気なくBGMを流す行為であっても、不特定又は多数の者(公衆)に楽曲を聞かせる目的で音楽を流す行為は、著作権法上の「演奏」という利用行為に該当するため、著作権法上の根拠のある請求であることは否めません。演奏という言葉

は、楽器を用いた生演奏をイメージしますが、CD等を再生する行為も該当します。

閑散とした零細な店であっても同じです。「演奏」に該当するためには、公衆に聞かせる「目的」があれば足りるので、実際にBGMを聞いた人が数百人であっても、0人であっても、不特定多数の人が訪れる可能性がある場所で音楽を流す行為は、著作権法上の「演奏」に該当してしまうのです。

3 JASRACと音楽教室の争いについて

今年2月、JASRACが、2018年1月以降、新たに楽器演奏等を指導する音楽教室から、音楽著作物の使用料として、年間受講料収入の2.5%を徴収する予定である旨を明らかにし、この6月7日に正式発表を行いました。

これに対して、ヤマハや河合楽器等の音楽教室の大手が「音楽教育を守る会」を結成して、揃って反発したことが報道されました。特に、ヤマハ音楽振興会は、JASRACに対し、使用料の支払債務が存在しないことの確認訴訟を提起するとの方針を固めたことがメディアでも大きく取り上げられました。

この問題では、音楽教室における練習の「演奏」が問題となっています。音楽教室側の主張は複数ありますが、その一

つとして、そもそも音楽教室における演奏は公衆に聴かせることを目的とした著作権法上の「演奏」には該当しないと主張しています。

確かに、教室内での練習は、ライブやピアノの発表会のように、多くの観客に聴かせることを目的とする典型的な「演奏」とは、質的に異なるようにも思われます。しかし、上記のとおり、「演奏」というには、不特定又は多数（不特定／多数のいずれかであれば「公衆」となる）の者に聞かせる目的があれば足りります。受講を希望すれば誰でも受講できる音楽教室の生徒は、少なくとも「不特定」の者といえるため、音楽教室での技術指導における演奏も、不特定（多数）の生徒達に向けて行われる著作権法上の「演奏」にあたることは否定し難いと思われます。ちなみに、学校の音楽の授業や文化祭での演奏はどうかというと、これらも「演奏」に該当しますが、著作権侵害にならない可能性が高いと言えます。著作権法は、①営利目的でない、②入場料等の名目を問わず、対価をとらない、③演奏者（歌手やバンド）等に報酬を支払わないという3つの要件を充たす「演奏」の場合には、著作権侵害を例外的に否定しています（同法38条）。学校の教育活動は非営利目的といえ（①を充足）、授業や文化祭であれば、通常は入場料をとることもないでしょうし（②を充足）、演

奏する生徒に報酬も支払われません（③を充足）ので、授業や文化祭での「演奏」には、JASRACも使用料を求めることはありせん。

他方、音楽教室の場合は、教室の運営のために月謝や受講料をとっているため、学校と異なり、上記の要件を充たさないというのがJASRACの立場です。しかしながら、学校の音楽の授業も音楽教室も、同じく音楽教育を目的とする立場であるのに、両者の取扱いが明確に異なることにはやや違和感があるかもしれません。特に私立学校の場合、①の営利目的を完全に否定出来るのかという疑問も残ります。

報道では、著作権法が文化の発展を目的としているにもかかわらず、JASRACが音楽教室における練習で演奏される場合にまで使用料を徴収しようとすることに対する批判的な意見も報じられています。

他方で、現行著作権法には、米国法のような「フェア・ユース」（公正な目的で著作物を利用する場合は、著作権侵害が否定されるという考え方）を認める規定はなく、個別の権利制限規定が置かれているのみです。そのため、これらの規定に該当しない限りは、上記のとおり、たとえ教育目的といった公正な目的であろうとも、著作権の侵害となるリスクがあることは否定できないであろうとの見解

が有力です。

4 最後に

以上のとおり、練習のための楽曲利用にまで金銭を徴収すべきでないという音楽教室側の主張も理解できるところではあります。現行の著作権法を前提とすれば、JASRACの権利行使には相応の理由があるように思われます。この問題からもわかるように、それだけ著作権法は、著作物を利用する側にとっては厳しいルールであり、意図しないうちに他人の著作権を侵害してしまうリスクもあるということです。

これは音楽著作物だけの話ではなく、写真やイラスト等についても同様の問題が潜んでおり、例えば、会社のWebサイト等の作成にあたって既存の素材を何気なく使い回したら、予期せずして、素材の著作権者から警告書が送られてきたといったご相談を受けることもあります。

弊所では弁理士資格を有する中世古弁護士、犬飼弁護士を始め、知財部門を取り扱う4名の弁護士で知財部として活動しております。本稿で扱った著作権の問題に限らず、知的財産権に関して何かお困りのことがございましたら、是非ともご相談下さい。

共同相続された普通預金債権は 遺産分割の対象となるか



弁護士

西村 勇作

最高裁大法廷は、平成28年12月19日、共同相続された普通預金債権は相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることなく、遺産分割の対象となると判示し、これまでの判例を変更しました。

この判例は、これまでの実務の取扱いを正面から否定するもので、非常に大きな影響がありますので、以下に紹介したいと思います。

【設例】

Aさんの相続人として長男Xさんと次男Yさんの二人がいました。

Xさんは、Aさんの存命中に、Aさんから500万円の贈与を受けました。

Aさんが死亡したとき、Aさんの名義の普通預金に400万円の残高がありました。

Aさんが遺言を残していない場合、この400万円の普通預金は誰がどのように取得するのでしょうか。

特別受益

この問題を考える前に、まず特別受益について説明しておきます。

故人が生前に相続人に資産を贈与した場合、遺産分割の際には、前倒しで渡された相続財産の一部という扱いになります（民903条）。

設例の事案の場合、XさんはAさんの存命中に500万円を譲り受けており、この生前贈与で得たものを「特別受益」と言います。

その結果、Aさんの相続財産は、死亡時に残っていた普通預金400万円に生前贈与の500万円を加えた900万円とみなされ、Xさんは900万円の相続財産から既に500万円を受け取っているものとして取り扱われます。

そうであれば、既にXさんは自らの法定相続分を超える財産を受け取っていることになり、残された普通預金400万円は全部Yさんが取得することになります。

従前の裁判実務

しかしながら、これまでの裁判実務においては、債権は可分であり、被相続人の死亡と同時に、当然に法定相続分に従って相続人が分割取得するので、相続人全員の合意がない限り、債権は遺産

分割協議の対象にならないと考えられてきました。

設例の事案では、Xさんが了解しない限り、遺産分割協議をするまでもなく、債権である普通預金は当然にXさんとYさんがそれぞれ200万円ずつ取得するという結論になっていました。ということ

は、トータルで見ると、Xさんは700万円の財産を取得しているのに、Yさんは200万円の財産しか取得できません。

ところで、遺産が預金ではなく、時価400万円相当の不動態であった場合はどうでしょうか。この場合は、不動態は遺産分割協議の対象となり、またXさんは500万円の特別受益を受けていますので、不動態は全部Yさんが取得することになります。遺産が株式であった場合も同様です。

このように遺産が債権であるか否かで結論が大きく異なり、遺産が債権である場合、特別受益の有無にかかわらず、各相続人が法定相続分に相当する債権を取得できることになり、特別受益のある者が極めて優遇されることになっていたのが、これまでの実務の運用でした。

本判決の考え方

そのような従前の裁判実務に対し、冒頭に記載したとおり、最高裁大法廷の判決がこれまでの判例を変更し、普通預金債権は、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることなく、遺産分割の対象となりました。

ただ、今回の判決は、普通預金債権と定期貯金債権について、可分でない判断したものであり、債権全般について遺産分割における取扱いを変更したものではありません。したがって、貸金債権や損害賠償請求権などは、これまでどおり、相続人全員の合意がない限り、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されてしまい、遺産分割の対象となりません。

しかし、遺産が預金であれば遺産分割の対象となるけれども、貸金債権であれば、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されて遺産分割の対象にならないというのは不公平な結論を導くことになる可能性があります。例えば、被相続人が死亡した時点で貸金が返済されていなければ、相続開始と同時に当然に貸金債権が相続分に応じて分割されるけれども、死亡の時点で返済がなされて普通預金に姿を変えていたならば、逆の結論になるというのでは何だか釈然としません。今後の最高裁の判断に注目したいと思います。



同一労働同一賃金 ガイドラインの 概要解説



弁護士
森 瑛 史

1 同一労働同一賃金のガイドライン案（以下「本ガイドライン案」といいます。）は、

正規か非正規かという雇用形態に拘わらない均等・均衡待遇を確保し、同一労働同一賃金の実現に向けて、平成28年12月末日に政府より示されたものです。

本ガイドライン案に法的拘束力はありませんが、今後、本ガイドライン案に沿った法整備が実施されることが予定されており、近い将来、各企業においてこれを踏まえた労務環境整備が求められることとなります。

2 本ガイドライン案の概要は次の通りです。

(1) 基本給に関する取扱い

ア 職業経験・能力

無期雇用フルタイム労働者（以下「正規」といいます。）と同一の職業経験・能力を有している有期雇用労働者又はパートタイム労働者（以下「非正規」といいます。）には職業経験・能力に応じた部分について正規と同一の支給をしなければならない。

イ 業績・成果

正規と同一の業績・成果を出している非正規には業績・成果に応じた部分について正規と同一の支給をしなければならない。

ウ 勤続年数

正規と同一の勤続年数である非正規には、勤続年数に応じた部分につき同一の支給をしなければならない。

(2) 昇給に関する取扱い

正規に対して勤続による職業能力の向上に応じて昇給を行うとする場合には、非正規に対しても、同様の職業能力の向上には同一の、違いがあれば違いに応じた昇給をしなければならない。

(3) 賞与に関する取扱い

正規に対して会社の業績等への貢献に応じて支給しようとする場合、非正規に対しても同一の貢献には同一の、違いがあれば違いに応じた支給をしなければならない。

(4) 手当に関する取扱い

ア 役職手当

正規に対して役職の内容、責任の範囲・程度に対して手当を支給しようとする場合、非正規に対しても、同一の役職・責任には同一の、違いがあれば違いに応じた支給をしなければならない。

イ 特殊作業手当

正規と同一の危険度又は作業環境の業務に当たる非正規には同一の支給をしなければならない。

ウ 特殊勤務手当

正規と同一の勤務形態で業務に当たる非正規には同一の支給をしなければならない。
エ 時間外労働手当

正規の所定労働時間を超えて同一の時間外労働を行った非正規には、正規の所定労働時間を超えた時間につき、同一の割増率等で手当を支給しなければならない。

オ 深夜・休日労働手当

正規と同一の深夜・休日労働を行った非正規には同一の割増率等で手当を支給しなければならない。

カ 精皆勤手当、通勤手当、食事手当

正規と同一の支給をしなければならない。

キ 単身赴任手当

正規と同一の支給要件を満たす非正規には同一の支給をしなければならない。

ク 地域手当

正規と同一の地域で働く非正規には同一の支給をしなければならない。

(5) 福利厚生に関する取扱い

ア 福利厚生施設（食堂、休憩室、更衣室等）
正規と同一の事業場で勤務する非正規には同一の福利厚生施設の利用を認めなければならない。

イ 転勤用住宅

正規と同一の支給要件を満たす非正規に対しては同一の転勤用住宅の利用を認めなければならない。

ウ 慶弔休暇、健康診断に伴う勤務免除・有給保障

非正規に対しても正規と同一の付与を行わなければならない。

エ 病気休暇

無期雇用パートタイム労働者には正規と同一の、有期雇用労働者にも労働契約の残存期間については同一の付与を行わなければならない。

オ 法定外年休・休暇

勤続期間に応じて認めている場合には、同一の勤続期間であれば同一の付与を行わなければならない。特に有期労働契約を更新している場合には、当初の契約期間から通算した期間を勤続期間として算定することとする。

(6) 教育訓練に関する取扱い

現在の職務に必要な技能・知識を習得するために実施しようとする場合、正規と非正規の職務内容が同一であれば同一の、違いがあれば違いに応じた実施を行わなければならない。

(7) 派遣労働者の取扱い

派遣元事業者は派遣労働者に対し、派遣先の労働者と職務内容、職務内容・配置の変更範囲、その他の事情が同一であれば同一の、違いがあれば違いに応じた賃金の支給、福利厚生、教育訓練の実施が求められる。

3

本ガイドラインに基づき実施される法整備においては、法整備前から締結されている既存の労働契約の取扱いが特に問題となります。

すなわち、法整備によって、既存の労働契約の内容が正規側の条件に合わせて、いわば自動的に引き上げられるのか、例外的に正規の条件を非正規の条件に引き下げることが許容されることになるのかによって、企業と労働者それぞれに与える影響が著しく異なるからです。

以上の点を含め、本ガイドライン案の踏み込んだ内容に照らし、今後の法整備の動向に注視していく必要があります。

労働時間管理の重要性について



弁護士 岩田 和久

第1 はじめに

近時、大手広告代理店の従業員の自死事件を皮切りに、社会全体の風潮として、長時間労働の是正を訴えるニュースが頻繁に報道されています。今回は、従業員の労働時間の管理を使用者がなぜ意識する必要があるのかという問題、また、そこから派生する諸問題について考えていきたいと思います。

第2 労働時間管理とは

1 労働時間とは

労働時間とは、簡単に言えば、使用者の指揮命令下で、労働力を提供した時間です。最高裁判所は、労働時間とは「労働者が使用者の指揮命令下に置かれている時間をいい、右の労働時間に該当するか否かは、労働者の行為が使用者の指揮命令下に置かれたものと評価することができるか否かにより客観的に決まるのであって、労働契約、就業規則、労働協約等の定めのかんにより決定されるべきものではない」と述べています。また、明示的な指揮命令でなくとも、業務に従事している状態を黙認する等、黙示的な場合であっても、指揮命令下にあると判断される傾向が強い実情があります。なお、休憩時間は、完全な労働からの解放がある時間であれば、労働時間として評価されません。

2 労働時間管理は使用者の責務

この労働時間を把握、管理する責務は、使用者にあります。従前より、厚生労働省の通達（平成13年4月6日発令）によりその旨が明示されてきましたが、今般、同通達に加え、平成29年1月20日付で「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」が策定されました。

同通達と同ガイドラインを併せてみると、まず、使用者には労働時間を適正に把握する責務があることが明示され、労働時間把握のための管理方法として、使用者が労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、これを記録することとされています。

具体的な記録方法は、①使用者が自ら現認することにより確認し記録すること、または、②タイムカード、ICカード、パソコンの使用時間の記録等の客観的な記録を基礎として確認し記録すること、の2種が推奨されています。

日本では伝統的に「自己申告制」が根強いですが、その場合も、労働者に十分な説明を行い、かつ、随時、自己申告による労働時間と実際の労働時間が合っているかを使用者が調査する必要がある、実態に著しい乖離がある場合、補正を行うことが求めら

れています。

さらに、同ガイドラインで加わった事項として、使用者は自己申告時間の上限を設ける等、適正な自己申告を阻害する措置を設けてはならないとされ、いわゆる36協定を逸脱する時間外労働があっても、記録上は遵守しているように見せかけることが慣習化していないかを確認することとされています。

第3 労働時間管理から派生する問題

1 時間外割増賃金の支払いと労働時間

ここ数年、時間外割増賃金の未払いが問題となる事件が増加しています。この問題では、正に、「労働時間が何時間であるか」が主たる争点になります。労働者が客観的証拠（パソコンの使用記録や帰宅時間をメモした手帳など）に基づき、実労働時間の立証を試みた場合、使用者が労働時間管理を行っていないれば実態を検証することができず、しかし労働時間管理をしていないと、当該労働者の主張がそのまま労働時間として認められる傾向がまま見受けられます。

また、一時期、頻繁に導入された時間外割増賃金の固定払い制度についても、実労働時間に基づき算定される割増賃金との差額の精算がされているかを精査する必要があります。

2 安全配慮義務と労働時間

通常、労働者の勤務環境、場所を指定し、使用する設備や器具を用意するのは使用者側です。使用者には、従業員が安全・健康に働くことができるように配慮する義務があるとされています。

この義務を安全配慮義務といいます。安全配慮義務は、従来、法律上明文の定めが無く、裁判所の判例のもとで認められてきた義務でしたが、平成20年3月施行の労働契約法に明記されました。この安全配慮義務から派生する大きな問題として、いわゆる過労死、過労自殺があります。過労死、過労自殺については、労災認定にあたり労働時間数を判断要素とする運用がありますので、使用者は従業員の健康に配慮し、労働時間を把握して過労状態が生じないように、十分に意識しておく必要があります。

第4 結び

労働時間を正確に把握することは、労使紛争を未然に防ぐだけでなく、労働生産性を測る意味でも有用といえます。労働時間を正確に把握することは、会社の維持、発展のためにも不可欠なテーマと言えるのではないのでしょうか。

なぜ固定資産税の重大な錯誤は多発するのか

山崎聡士税理士事務所
税理士
山崎 聡士



1. 事務所のご紹介

全国でも数少ない固定資産税事案を専門としている税理士事務所です。

納税者と市町村との間にある情報格差を埋めるべく、日々研鑽に励むと共に、審査申出の税務代理人や、固定資産税

訴訟の補佐人を務めるなど多数の経験も有しております。

固定資産税で疑問をお持ちの方はお気軽にご相談下さい。

本稿では、固定資産税の錯誤事例とその発生原因について、自らの経験を元に検討したいと思います。

2. 埼玉県新座市の錯誤事例

平成25年10月、新座市のある夫婦の住む築27年の住宅が公売にかけられました。夫婦が長年、固定資産税等を滞納したため、新座市が差し押さえていた土地家屋を公売したのです。

夫婦が滞納していた税の総額は約800万円で、このうち約6割が延滞金でした。

ところが、その住宅を落札した業者が固定資産税の算出ミスに気付きました。

原因は、新座市による住宅用地の特例の適用漏れでした。

新座市は、国家賠償法なども最大限適用して、過去20年間の240万円を夫婦に返還しましたが、住み慣れた住宅は、夫婦のもとには戻ってこなかったのです。

新座市はこの事例をきっかけに、市内の土地約6万6000筆と家屋約4万5000棟の全件調査に乗り出しました。すると、ミスは土地家屋を合わせて3000件（錯誤率2.7%）もあることが判明しました（詳細は、インターネットで「新座市課税誤り」で検索可能です）。

3. 総務省の対応とその後の状況

新座市の錯誤事例はテレビでも報道されたため、総務省も重い腰を上げました。

「固定資産税の重大な錯誤事例が絶えない状況にあるので、納税者の信頼を失わない様に、課税事務の検証を行いなさい」等との通知（平成26年9月16日付。詳細は「総務大臣 課税謝り」で検索。）を出状し、誤りやすい事例を約100以上例

示して、再発防止の旗を振りました。

しかし、その後も週刊エコノミストで「固定資産税を取り戻せ!」の特集記事（平成28年6月7日号）が組まれるなど、錯誤事例は一向に無くなる気配はありません。

何故でしょうか。

4. 錯誤事例の絶えない原因

(1) 賦課課税制度で納税者がチェックできないこと

錯誤事例が絶えない一つの原因は、賦課課税制度が採用されていることにあります。

賦課課税制度では、課税庁が課税標準・税額を（一方的に）確定します。納税者は市町村を信頼し、任せきりにせざるを得ないのです。

いわゆる「消えた年金問題」と同じ問題を内包していると考えます。消えた年金問題も、国民が社会保険庁を信頼し、任せきりにしていたことにより、年金記録の管理が杜撰になっていたことが大問題でした。

固定資産税も「ねんきん定期便」の様に、納税者がチェックできるような分かりやすい情報公開が必要です。それができないなら、賦課課税制度をやめ、申告課税制度に変革する必要があると考えます。

(2) 複雑な制度であること

繰り返しとなりますが、総務省の通達では、誤りやすい事例として約100以上の例示がなされています。

誤りの生じやすい複雑な制度であることも、錯誤の絶えない原因です。

(3) 抽象的なルールブック

評価のルールブックである固定資産評価基準の本文は僅か68頁（土地37頁、家屋18頁、償却資産13頁）ほどで、抽象的な記載が多く、解釈に幅があります。全国で年間約10兆円の税を徴収する規定としては不十分です。

(4) 納税者の権利は制約され市町村に自浄作用が働かないこと

地方税法の条文の主語は基本的に市町村で、納税者が主語である（主体的にできる）事項は限られています。

典型的なのは、審査申出は3年に一度に限られること（432条）、錯誤であるかどうかの判断権限は市町村にあること（417条）、審査申出が長引くほど納税者に不利で時効中断の概念がなく罰則もないこと（同17条の5、17条の6）等です。

これでは市町村に自浄作用が働きません。

〒541-0048 大阪市中央区瓦町 2-2-7 瓦路ビル3階
山崎聡士税理士事務所
TEL: 06-6226-0876



海外提携事務所の ご紹介

「法務法人忠正」

法務法人忠正(チュンジョン)は、1993年の創業以来、外国企業の韓国進出に関するリーガルサポート、企業コンサルティング(Corporate & Business Consulting Practice)、金融証券(Financing & Securities Practice)及び大手訴訟(Litigation)を主要領域として、医療製薬、企業買収・合併(M&A) 公正取引、プロジェクト・ファイナンス、建設、特許等の各業務分野において、総合的なリーガル・サービスを提供してまいりました。

当事務所は、クライアントの60%以上が外資系企業であることもあり、当事務所の韓国語表記よりも設立当時の3名の代表弁護士の氏名に由来する英文表記「Hwang Mok Park」として親しまれてきました。

日本と韓国の間では、政治・経済・文化などあらゆる方面において長期にわたり多様な交流が行われています。そんな中、法律サービスの需要も増加しており、当事務所もこれに対応すべく2010年からは日本専門チーム(Japan Practice Group)を発足

いたしました。

法務法人忠正の日本専門チームは、長年、主に日本関連の仕事に携わってきた日本語ができる弁護士らで構成されており、専門的な法律知識は勿論、日本社会及び文化に対する理解を土台にして迅速且つ正確な総合法律サービスを提供しています。

梅ヶ枝中央法律事務所とは日韓弁護士たちの実務研修を通じて相互交流を活発にしており、日韓ビジネスに絡む問題を共に解決できる体制を整えております。

梅ヶ枝中央法律事務所との強力な協力関係をベースに、日本と韓国における法体制や企業文化の違いを認識したカスタマイズされたサービスを心がけています。

なお、日本人駐在員を対象としたセミナーや勉強会の開催、韓国法に関する情報交換の機会の提供等により日韓でより良い関係を築くための活動を展開しております。

日本専門チームの主な業務

■紛争解決

- ・各業務分野に対する民事・商事・刑事訴訟への対応
- ・各種の保全処分及び執行手続きへの対応
- ・国際商事仲裁、国際投資紛争への対応

■企業法務・M&A

- ・M&A、構造調整関連のプランニング及び Legal & Tax Due Diligence
- ・Post Deal Service、M&A 以降の各種法律 / 税務に関するアドバイスサービスの提供

■人事及び労務関連のサービス

- ・日系企業のための不当解雇救済申請事件代理(事件調査、事情聴取及び結果報告)

- ・雇用契約書及び就業規則等の作成サポート業務

- ・その他人事及び労務関連サービスの提供

■韓国進出への支援サービス

- ・現地法人設立、支店設置及び関連事務所の設置支援サービス
- ・関係機関に対する許認可取得及び申告手続きの代行
- ・国内支店の閉鎖及び清算支援業務

■金融

- ・日本企業の韓国上場
- ・金融関連の規制及び許認可
- ・韓国上場日本企業のためのアドバイス(韓国取引所のルール及び韓国預託決済院関連業務代理)

法務法人忠正

- ・1993年にソウルにて設立された企業ローファーム。
- ・クライアントの6割以上が日系を含む外資系クライアント。
- ・現在、弁護士・会計士約110名の専門家が在籍しており、日本チームを設け、日系クライアントの多様化する法的ニーズに柔軟かつ機動的に対応している。
- ・所在地: 9th Floor, Shinhan Bank Building, 20, Sejong-daero 9-gil, Jung-gu Seoul 04513, Korea
- ・メンバー: 弁護士黄周明、弁護士金珉助、弁護士李娟周、弁護士朴相珍、顧問 海老名文道
- ・日本チーム連絡先: 弁護士李娟周 Tel. 82)2 772 2739 Fax. 82)2 772 2835 ・E-mail. leeyeunjoo@hmplaw.com



親から子に貸家を贈与した場合の土地評価 貸家建付地の贈与～事前検討の有無で税額が激変も



税理士法人 日本経営 齋藤 謙

個人が賃貸用の不動産を所有している場合に、その賃貸用不動産の相続では、契約や状態の違いによって相続税額が大きく違ってくこともあるという事例をご紹介します。

相続税の計算においては現金よりも不動産の方が評価額が低いため、賃貸用不動産の購入が相続税対策となりえます。

すなわち、現金はそのままの金額で評価されますが、現金で建物を購入すると、税務上の評価額は概ね6割程度に下がるのです。

また、現金で土地を購入すると、税務上の評価額は8割程度に下がります。さらに、建物を賃貸することによって建物の評価額は、自身で使用しているときに比べて7割の評価に下がります。

賃貸している建物の敷地のことを「貸家建付地」といいますが、その評価は、更地の場合に比較し、さらに約8割程度の評価額になります。

以上は本当にざっくりとしたお話ですが、結論としては現金のまま所有している場合に比べて、相続時の評価額が、同額の現金と比べ、賃貸建物は4割5分程度に、その敷地では6割5分程度に、それぞれ下がることになります（不動産の所在地によって評価額は変わりますので絶対ではありません）。

なお、建物の評価が下がるのは、建物を貸している場合、その借家人が建物に対して一定の権利を持つことになるため、建物所有者の権利が制限を受けることになるからです。

また、貸家建付地の評価が下がるのは、土地の上の建物を他人に貸している場合、借家人には建物敷地の利用権があり、敷地所有者は敷地の処分や利用について制限がされるからです。

話は変わりますが、親が賃貸物件である建物及びその敷地を所有している場合に、建物のみを親から子に贈与し、敷地は、使用貸借によって子が親から無償で借りて建物賃貸を継続するケースがあります。

この形をとる理由は様々あると思われますが、税の側面を見ると、建物を子に贈与することによって贈与後の賃貸収入が子に蓄積することとなり、子において将来の納税資金の蓄積を図れるとともに将来の相続税負担が減少するというメリットがあります。

また、建物だけの贈与なので土地を含めて贈与する場合に比べて贈与の額がとりあえず少額で済むというメリット

があります。

このような贈与の場合、建物は子に移るのですが、敷地は親の所有のままです。この場合の敷地の評価額は、建物の借り手（店子）が贈与後に異動しているかどうかで変わります。

建物の贈与後においても贈与前の借り手が継続して借り受け、異動がない場合には、建物の所有者が変わったとしても建物の借り手は、贈与前の建物所有者（親）に対して有していた敷地を含めた建物利用権をそのまま継続して有すると判断され、敷地の評価は上記の貸家建付地評価となります。

他方、建物の贈与後において借家人に異動があった場合には、新しい借家人は、贈与を受けた建物所有者（子）と新規に契約を締結したことになるので、建物に関する賃借利用権しか認められず、土地に対してはなんらの権利もないと税務上は考え、借家人異動後の土地評価額は更地の評価額となります。

ところで、親が建物及びその敷地を賃貸するに当たって、建物を一括して業者に賃貸して管理をしてもらい、業者がその建物を管理しながら転貸して入居者と契約することとなっている場合もあります。このケースにおいて建物を子に贈与した場合の、親が所有する敷地の評価額はどのような評価になるのでしょうか。

この場合、建物の贈与後において建物を一括して借りている業者に異動がない限り、貸家建付地評価のままとなります。あくまでも建物所有者が貸している相手は業者であり、転借により借りている入居者に異動があったとしても、建物所有者から見た借家人は贈与前と贈与後で異動がないこととなるからです。

資産活用の検討に当たって、税はあくまでも副次的な事項ですが、事前の専門家への相談も大事であると改めて認識できる例ではないでしょうか。

日本経営グループ 税理士法人 日本経営

TEL 06-6868-1351（担当：齋藤）

事業承継、信託、組織再編税制、国際税務、
企業再生、不動産活用、M & A、IPO 支援 など

本稿は、一般的な内容を分かりやすく解説したものですので、実際の意思決定にあたっては、税理士など専門家に個別具体的にご相談の上、ご判断ください。

裁判所と行政庁について



弁護士
稻吉 大輔

第1 きっかけ

先日、出身大学の同窓会で櫻井龍子元最高裁判事の講演を拝聴しました。講演で、裁判官が国の政策を左右する原子力発電所の稼働差止めを決められることにつき疑問を呈する質問があり、櫻井先輩がこれに的確に回答されていました。

私も聳に倣って、裁判所と行政庁の違い、国の政策を左右する判断を裁判所ができる仕組みをご説明させていただきます。

第2 諫早湾干拓事業の一連の判決について

10年余り前、私は佐賀地裁に係属していた国営諫早湾干拓事業（以下「本干拓事業」といいます）の潮受堤防の開門請求訴訟（下記C判決の裁判）の主任裁判官を務めていました。

本干拓事業をめぐる裁判は、民事訴訟関係だけでも以下のとおりであり、判断も区々になっています。

① 漁業者らが申立てた仮処分関係

- ・ 漁業者寄りの判断：佐賀地裁平成16年8月26日決定（A決定）

本干拓事業により有明海に漁業被害が発生しているとする有明海沿岸の漁業者の工事差止め仮処分命令の申立てを認容。

- ・ 国寄りの判断：福岡高裁平成17年5月16日決定（B決定）
A決定を取り消し、工事差止めを認めず。

② 漁業者らが原告の佐賀地裁の訴訟

- ・ 漁業者寄りの判断：佐賀地裁平成20年6月27日判決（C判決）

漁業行使権に基づく妨害予防請求権及び妨害排除請求権により、判決確定後3年までに以後5年間にわたって潮受堤防の排水門の開放を継続する請求を容認。

- ・ 漁業者寄りの判断：福岡高等裁判所平成22年12月6日判決（D判決）

C判決の控訴審。判決確定後3年までに以後5年間にわたって潮受堤防の排水門の開放を継続すべきとの判断を維持。国が上告を断念し、確定。

③ 漁業者が原告の長崎地裁の訴訟

- ・ 開門については国寄りの判断：長崎地裁平成23年6月27日判決（E判決）

諫早湾干拓地潮受堤防の建設により、諫早湾内及びその近傍の漁場環境を悪化させたとして、排水門を開門すること及び開門するまでの間の損害を賠償するよう求めたが、開門請求を認めず、これを棄却し、一部の損害賠償請求のみを認容。

- ・ すべて国寄りの判断：福岡高等裁判所平成27年9月7日判決（F判決）

E判決の控訴審。開門請求、損害賠償請求の原告らの請求

を全て棄却。

④ 営農者ら申立ての長崎地裁の仮処分

- ・ 営農者寄りの判断：長崎地裁平成25年11月12日決定（G決定）

本干拓事業の干拓地潮受堤防について、干拓地で農業を営む者らが、所有権等の妨害予防請求権に基づき、国に対し、開門の差止めの仮処分を申立て、開門差止請求を容認。

- ・ 営農者寄りの判断：長崎地裁平成27年11月10日決定（H決定）

G決定の異議審。基本的に同決定の判断を維持し、確定。

⑤ 営農者ら原告の長崎地裁の仮処分

- ・ 営農者寄りの判断：長崎地裁平成29年4月17日判決（I判決）

本干拓事業の干拓地潮受堤防について、干拓地で農業を営む者らが、所有権等の妨害予防請求権に基づき、国に対し、開門の差止めの求めた訴訟。開門差止請求を認め、国が控訴を断念し、確定。

⑥ まとめ

本干拓事業を取り巻く利益状況を簡略化すると、主として有明海の漁業者は、諫早湾の湾奥部の締め切り（鋼板を連続して落とし、一気に締め切る方式が採用され、「ギロチン」として耳目を集めました）により有明海全体に悪影響が及んでいるとして、締め切り以前の状況への復帰、少なくとも、潮受堤防の排水門の開放を求めています。

一方、長崎県の潮受堤防内の干拓地の営農者や長崎県の潮受堤防直近の漁業者は、潮受堤防の排水門が開放されると、既に淡水化している潮受堤防内に海水が侵入し、干拓地である農地に塩害が生じたり、潮受堤防近くの漁場が悪化したりするとして、本干拓事業の完成、締め切り状態の現状維持を求めています。

開門請求を認めて確定したものとしてはD判決があり、逆の開門差止請求を認めて確定したものとしてはH決定とI判決があり、国は、D判決に基づいて、潮受堤防の排水門を開門すべき義務を負う一方で、H決定、I判決に基づいて同じ排水門を開門してはならない義務を負うことになっています。

第3 本干拓事業に関する混乱の原因について

① 判決、仮処分の決定の効力が及ぶ範囲について

本干拓事業の工事差止めや工事完成後の排水門の常時開門を求める仮処分や訴訟は、国の公共事業の帰趨を決するものとして社会的な注目を集め、その判断次第では社会に多大な影響を与えるものでした。

しかし、法律上、裁判所の判決や仮処分の効力は、その手続における当事者にしか及びません。その趣旨は、当事者同士、全力を尽くして主張立証した以上、その結果である判決等については不利益なものでもこれを甘受しなければならない。対して、裁判手続の当事者とならず、その機会が与えられていない者については、その効力を及ぼすべきではない、というものです。

仮に、Aさんが国を訴えて勝ったとしても、その判決の効力はAさんと国との間にしか生じず、その手続外にいたBさんが同じ事柄に関して国を訴えても、Aさんとの判決の効力は無視され、Bさんと国との判決では真逆の判断がされる可能性があるのです。

本干拓事業においても、同じく漁業者が開門を求めたにもかかわらず、当事者が違うため、確定済みのD判決の開門請求を一部認める判決の効力が及ばず、その後になされたE判決、F判決では、同じ開門請求が全て棄却されています。

②裁判所の関係で判決、仮処分の決定の効力の及ぶ範囲について

同じ福岡高裁でも判断が異なっていることに違和感を抱く方もいらっしゃると思いますが、福岡高裁にも多数の裁判官がおり、実際の裁判を行うのは、個々の裁判官であったり、その裁判官が3名集まった合議体であったりします。そして、裁判手続については、裁判官は職務の遂行に当たって上司、同僚、国などのあらゆるものから指揮命令を受けないという裁判官独立の原則があります。最高裁や福岡高裁の長官であっても、高裁はもちろん、地裁や簡易裁判所の裁判官の個別の事件の職権行使について指揮することはできません。そのほぼ唯一の例外は、同じ事件に関する上級審の裁判の拘束力ですが、今回の一連の裁判例では関係ありません。

以前、同じ福岡高裁でこういう判断がされたということも、現在の裁判官の判断を拘束しないため、厳密な意味での前例主義はありません。長崎地裁でも、福岡高裁のF判決の手続でも、従前の判決内容が証拠等として提出され、この判決を分析の上主張立証活動がされたのですが、事件や当事者が違うため、裁判所が行った結論は真逆になっています。

③国の政策を左右する判決等が出る原因について

裁判所というのは受動的な機関であると言われます。

民事裁判では原告からの訴え、刑事裁判では検察官からの起訴があって、初めて裁判が始まります。

民事裁判では、裁判官が当事者の主張よりも優れた法的構成があることに気付いたとしても、当事者の主張内容の当否についてののみ判断されます。裁判所は、基本的に、当事者が主張しない事実を考慮したり、自分で証拠を探すことはできません。また、手続外で知り得た事実（私知）を裁判手続に反映させることは厳禁されています。

これに対し、行政庁においては、例えば、原子力発電所を稼働すべきかどうかは、担当する行政庁が、関係者からの訴

えや申立てがなくとも、東日本大震災時に発生した事故の教訓、活断層に関する知見等を、相応の予算や人員を用いて収集し、自由に判断することができます。

訴訟の本質は、どこまでいっても勝ち負けの世界であり、裁判官との巡り合わせや当事者の主張立証の巧拙により勝敗が決まることは否定できません。

国を代表する行政庁の判断と違い、裁判所は裁判手続内の当事者の主張立証に基づいて勝ち負けを決めるため、国と違う判断がされることが往々にしてあるのです。

第4その後

佐賀地裁での勤務が終わってから約1年後、私は金融庁の課長補佐として、金融ADR制度の立案作業を担当していました。当時、マスコミや有識者に対する働きかけから規制権限まであらゆる手段を用いて、社会にある様々なニーズから特定のものを拾い上げて、国としてこう有るべきという流れを作り、政策を立案していくダイナミズムの中にいました。

当時、旧貸金業規制法上認められていたグレーゾーン金利のみなし弁済を認めないという最高裁判決があり、これを契機としてサラ金地獄とも言われていた状況を解消すべく、金融庁では貸金業法の改正や貸金業界への規制を強めていた時期でした。私はその改正等を推進した課長の下で執務しており、その課長は最高裁判決について行政の背中を押すものとして積極的に評価していました。

佐賀地裁で感じたのは、裁判所は訴訟の勝ち負けの判断はできても、真の解決のために、訴訟当事者以外の方も含めた利益を調整したりすることができないということです。そのため、漁業者軽視で進められてきた本干拓事業について方向を転換するための一石を投じ、そのバトンを九州農政局、農林水産省へとつなぎ、最終的には、干拓地の営農者、有明海の漁業者ともに納得、共存できる道筋を作ってもらいたかったのです。

佐賀地裁の判決については、福岡高裁のその判断内容を維持する判決、この判決に対する時の首相の上告断念によりバトンが繋がったはずなのですが、旧貸金業規制法の最高裁判決とは異なり、その後、本干拓事業に関してより良い解決は実現されることはありませんでした。

しかも、結局、佐賀地裁の訴訟では当事者とならず、当時、手続の外にいた干拓地の営農者らによる別の訴訟が起こされ、開門を差し止める判断も確定するに至り、一層、混乱しているようにも見えます。当時、裁判官として関与した本干拓事業をめぐる現状は残念でなりません。

4月になると急に日光が強くなり、夏にかけての強い紫外線は危険でもあります。

日光をプリズムで分けると、赤橙黄緑青藍紫の7色になります。そして虹はこの順で大空に弧を描きます。これは波長が長い順に並んでいるのです。

夏、太陽に当たり過ぎると、日焼けになり、ひどい時には火傷を起こして皮膚が剥がれますね。これは紫より波長の短い紫外線が原因なのです。紫外線が悪い事をして、免疫力を低下させたり、シミ、そばかす、しわを作る原因にもなります。さらに悪い場合には皮膚ガンの原因にもなります。又、冬でも雪山でスキーをしたり、夏に雪の積もった高山に登るときは、眼炎の原因にもなります（雪目）。こうしたことを予防するには、日焼け

止めクリームを塗ったり、紫外線除けの眼鏡を掛けたり、深めの帽子をかぶるのが良いでしょう。しかし紫外線も体にビタミンDを作って「くる病」の予防をしたりする良い事もしてくれます。我々は紫外線を使って飲料水の消毒もしています。



当事務所では顧問先様を対象に、メールでの法律相談を受け付けております。
ぜひ、お気軽にご相談ください。メールをお待ちしております。

◆顧問先様用Eメール相談

consul@umegae.gr.jp

弁護士法人

梅ヶ枝中央法律事務所

□ 大阪事務所／大阪市北区西天満4丁目3番25号

〒530-0047 梅田プラザビル4階

TEL 06(6364)2764 FAX 06(6311)1074

□ 東京事務所／東京都港区西新橋3丁目6番10号

〒105-0003 マストライフ西新橋ビル302

TEL 03(5408)6737 FAX 03(5408)6738

□ 京都事務所／京都市下京区室町通綾小路 上る鶏鉾町480番地

〒600-8491 オフィスワン四条烏丸1002号室

TEL 075(353)5375 FAX 075(353)5374

e-mail: office@umegae.gr.jp

当事務所では個人情報保護法の趣旨に則り、皆様の個人情報の適正な管理・保護に努めております。今後、本誌の配送を希望されない場合には、お手数ですが当事務所までご連絡をお願い致します。速やかに対応をさせていただきます。宜しく願い申し上げます。

題 字：藤尾 政弘

表紙写真撮影者：山田 庸男

山田 庸男
t-yamada@umegae.gr.jp

林 醇
a-hayashi@umegae.gr.jp

二宮 誠行
ninomiya@umegae.gr.jp

増田 広充
masuda@umegae.gr.jp

稲吉 大輔
inayoshi@umegae.gr.jp

大森 剛
omori@umegae.gr.jp

越知 覚子
ochi@umegae.gr.jp

松嶋 依子
matsushima@umegae.gr.jp

氏家真紀子
ujiie@umegae.gr.jp

岩田 和久
iwata@umegae.gr.jp

森 瑛史
mori@umegae.gr.jp

上杉 将文
uesugi@umegae.gr.jp

日下部太一
kusakabe@umegae.gr.jp

中原 大雄
nakahara@umegae.gr.jp

渡邊 雅文
m-watanabe@umegae.gr.jp

中世古裕之
h-nakaseko@umegae.gr.jp

西村 勇作
nisimura@umegae.gr.jp

三好 吉安
miyoshi@umegae.gr.jp

細川 敬章
hosokawa@umegae.gr.jp

河合 順子
j-kawai@umegae.gr.jp

松尾 友寛
matsuo@umegae.gr.jp

林 友宏
hayashi@umegae.gr.jp

犬飼 一博
inukai@umegae.gr.jp

渡部真樹子
watanabe@umegae.gr.jp

飯田 亮真
iida@umegae.gr.jp

甲斐 一真
kai@umegae.gr.jp

戀田 剛
koida@umegae.gr.jp

松尾 博美
h-matsuo@umegae.gr.jp

公益財団法人 梅ヶ枝中央きずな基金

TEL 06-6364-2802 <http://www.kizuna-umegae.jp/>

事務局／〒530-0047 大阪市北区西天満4丁目3番25号 梅田プラザビル2階 弁護士法人 梅ヶ枝中央法律事務所内

振込口座

□ 三菱東京UFJ銀行 大阪中央支店	普通預金 0175756	財) 梅ヶ枝中央きずな基金	ざい) うめがえちゅうおうきずなききん
□ 池田泉州銀行 堂島支店	普通預金 106036	財) 梅ヶ枝中央きずな基金	ざい) うめがえちゅうおうきずなききん
□ ゆうちょ銀行 四一八支店	普通預金 4878695	財) 梅ヶ枝中央きずな基金	ざい) うめがえちゅうおうきずなききん